

令和4年度7月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和4年 7月21日（木）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 12名（欠席1名）

1 古川 初登	2 三上 孝行	3 大石 幹夫	4 高木 敏彦
5 椿 徹	6 種 克也	7 植田 眞二	8 沖田 浩
9 日野 静則	10 宮本 武		12 玄羽 和幸
13 服部 信彦			

出席推進委員 4名

2 三刀 待夫	3 田桑 芳美	9 日高 甚蔵	11 小泉 幹雄
---------	---------	---------	----------

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 農地法第2条の規定する農地でない土地の証明について
- ・ 議案第5号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

(1) 事務連絡

(2) その他

会議の概要

<p>議長</p>	<p>皆さんほぼお揃いになりましたので、これより令和4年度の第4回の邑南町農業委員会総会を開催致します。</p> <p>(会長あいさつ)</p> <p>それでは本日の審議に入りたいと思いますが、本日は議案1号として法3条関係が3件と、それから2号議案として4条関係が1件、それと3号議案として5条関係が1件、4号としてこれは、農地法2条の非農地証明関係、これが3件、という風な審議案件。それと更には、皆さんの忙しい中ではありますが出来るだけ短時間で終了したいと思いますので審議へのご協力をよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、議事録の署名人は、本日は9番の日野委員さん、それと10番の宮本委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。</p> <p>それでは1号議案の法3条関係、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、それでは議案第1号、農地法3条の規定による許可申請について、3件説明させていただきます。議案書の1ページをお開きください。</p> <p>上から申請番号043-3、農地の所在は高見××、登記地目田、面積1802㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は○○○○、譲受人は●●●●です。</p> <p>続きまして申請番号043-4、農地の所在は井原××、登記地目田、面積81㎡、同じく井原××、登記地目田、219㎡、同じく井原××、登記地目田、面積301㎡、同じく井原××、登記地目田、面積79㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。</p> <p>続きまして申請番号043-5、農地の所在は矢上××、登記地目畑、面積127㎡、3条無償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は■●●●です。</p> <p>以上3件です。</p>
<p>議長 5番</p>	<p>はい、ありがとうございます。それじゃあ043-3の案件について、担当の椿委員さん、現地の調査ならびに聞き取り調査についてのご報告をお願いします。</p> <p>申請番号が043-3、○○○○さんから●●●●さんへの農地の所有権移転の申請です。申請地は瑞穂地域高原地区、馬場集落にあります。地図を見てやってください。浜作線の高原交差点を200メートルくらい戻った、石見方向に戻ったところがこの複雑な交差点に当たります。譲渡人の○○○○さんは島根県松江市に在住です。昨年お父さんがお亡くなりになり、農地等を相続されました。今馬場にはお母さんがおられ、農作業をされております。譲渡受け人の●●●●さんは、川本の会社に勤務されながら長い間米作りをされておりました。この度○○さんから帰省して農作業をするのも大変なんで、近所で知り合いでもあり申請地に近い●●●●さんにこの申請地をもらって欲しいと申し込まれました。●●さんが受けられ、今回の申請になりました。申請地は現在法人※※※※が、○○さんのお父さんが亡くなる前、病院に入院する時に頼まれてとりあえず耕作をしております。※※※※は今回の申請に関して了解をしておられます。チェックシート、効率利用要件とか常時従事要件などには問題ないと思われれます。よろしくご審議ください。なお15日に推進委員の日高甚蔵さんと現地確認と●●さんに面</p>

議長	<p>談しております。以上です。</p>
推9番	<p>はい、ありがとうございました。日高推進員さん、お見えになってますか。何か補足がありましたら。</p>
議長	<p>いえもう、椿さんの言う通りで、お話をさせてもらって問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
	<p>はい、ありがとうございました。それでは本件について審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問がありましたら挙手して発言してください。</p>
	<p>ございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
	<p>ないようですので採決を行いたいと思います。本件について、許可するという風に判断される委員さんの挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>はい、ありがとうございました。出席委員の全会一致によって許可することと決定致します。</p>
10番	<p>続いて043-4番の案件について、宮本委員さん、現地の調査及び聞き取りについての報告をお願いします。</p>
	<p>それでは043-4番について、現地調査、確認をしたところを報告をします。さる7月の17日の月曜日にですね、藤田推進委員さんと、この譲り受け人の▲▲▲▲さんと現地確認を致しました。先にお手元の地図を見て、田が3つ、あとちょっと離れたところに、田になってますね、離れたところにあります。まあこれはもう、離れたところにあるところは田とは言えん、ちょっと原野のようになって、もう木なんか立っておりました。それでここの、3つの田んぼについては、現在▲▲さんが管理されて畑作、畑にして野菜なんかを作られておられます。それでこの△△さんについては以前、ここの集落の、この地図では++++いうてちょっとあるんですが、あそこに実際昔家があってですね、今はもう家もなくその跡地に++++いうのが建ってからもう数十年、こっちの方には住んでおられないということで、ずっと畑、田んぼを借りて畑にしてから作付けをされとります。それで今回、ずっとあがあして借りとるのもちょっとあれなんで、もうこっちの方には住む意思もないし、長いこと貸しとるようなんで今回譲り受けてくれんかという申し出で今回の話になって、▲▲さんも承諾されたそうです。これは以前から、お父さんの時から借りてから畑に変えとって、この▲▲さんも、▲▲▲▲って行ってからに墓石の設置やらなんかをされとる、ずっと3代目でされとるような方で、実際田んぼの方も、もう作られないところをかなり引き受けて、自分の水田もあるんですが、1町超えるくらいの水田を預かって稲作を、墓の設置の事業の間に稲作をされておられます。場所が遅くなったんですが、場所も井原の日向で、この真ん中が国道261号線で、真ん前行く手前のところの▲▲▲▲という墓を設置したり墓石の補修をされている方で、実際井原で頑張ってやっておられます。まあチェックシート等も確認をしましたが、問題ないと考えております。よろしくお願いを致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは今日、藤田推進委員さんはお休みと</p>

	<p>ということで、これより 043-4 の案件について審議に移りたいと思います。どなたか、ご意見ご質問がございましたら発言してください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようでしたら採決を行います。本件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。</p>
7 番	<p>続いて 043-5 の案件について、植田委員さん、現地からの報告をお願いします。</p> <p>そうしましたら 043-5 についてご説明をさせていただきます。場所は 4 ページの左側の地図をご覧ください。この申請地の前側が浜田作木線の道路でございまして、班は小掛谷班となっております。これ道路上はずっと上っておりまして、ちょっと日貫越しになりますので、大体が道路上では上っている位置になります。経緯は何十年も前に、もう既に有償で所有権の移転を依頼しておりましたけれども、その手続きを失念しておりまして、現在に至ったまんま登記も変えておらず、現在に至ったということでございます。今回申請の場所につきましては、地図で 3 条-5 の申請地という字が書いてありますが、その辺りに治水工事が発注されまして、その時に近隣の登記簿を閲覧、確認したところまだ所有権が変更になっていないということが判明したのが実問題です。もう以前から何十年もここを畑として使用しておりまして、申請地の右側に■■■という家がありますが、そこ一帯から今回の申請地まではほとんど■■■さんの土地となっております。今回 7 月の 14 日に小泉推進委員さんと確認、面談を致しまして、チェックシート等も照らし合わせまして説明を聞いたりしたところでございますが、特に問題はないと判断致しましたので、ひとつ承認の方をよろしくお願いを致します。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。小泉推進委員さんは今日は。ご意見がありましたら。</p>
推 11 番 議長	<p>植田委員さんのご説明の通りでございます。よろしく申し上げます。</p> <p>補足はないということですね。はい、ありがとうございます。それでは 034-5 の案件について審議に移ります。ご意見、ご質問を伺います。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
事務局	<p>まあ言ってみりゃあ追認案件のようなものなので。それじゃあご意見ないようですので、採決を行います。本件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いて第 2 号議案の、農地法第 4 条関係。続いて本総会では 1 件提案されておりますが、事務局の方から資料の説明をお願いします。</p> <p>はい、それでは議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、 1</p>

件説明させていただきます。議案書の5ページをお開きください。

上から、申請番号044-9、農地の所在は宇都井××、登記地目畑、面積13㎡、申請人は◎◎◎◎です。転用目的は墓地です。所要面積は土地造成13㎡、墓石1基です。転用理由は、現在墓地を所有しておらず自宅付近の申請地に新設したため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。

以上1件です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは本件について種委員さん、現場の確認と該当者への意見聴取についてご報告をお願いします。

6番

それでは失礼を致します。申請番号044-9について説明をさせていただきます。下の地図を見てもらいたいんですが、場所ですが、◎◎さんところの前に通っているのが県道宇都井阿須那線です。その、◎◎さん宅は県道沿いに位置しております。右の上の道路が切れたところの辺に宇都井駅公園がありまして、約300メートル阿須那の方に下ったところになります。その◎◎さんところから直線距離で今回の申請地は50メートルくらいのところに、入ったところになります。面談、また現地確認を7月17日日曜日、夕方40分間くらいかけて本人の◎◎さんと三刀推進委員で実施しております。その時の内容ですが、◎◎さんは昭和37年に現在の、集落名は下郷というんですが、元後谷といいまして現在のところより3キロメートル山の方に入ったところにおられました。そして移住をされております。その時は墓地は移動せずにそのままずっと今日まで置いておられました。昨年お母さんが亡くなられてまして、墓地の移転を考えられてまして、今年の盆までに完了したく進められておったんですが、裏山の地主さんとの了解がなかなか取れずに書類が遅れまして、今回やっと地主さんとの話もつきまして書類も整い、申請が出たようなことでございます。現在状況と致しましては、◎◎さんが少しずつ墓石も移動されてまして、承認されるとすぐ着工されるよう業者とも段取りをしとられます。今年の盆には新しい寄せ墓で迎えたいとのことでした。チェックシートを元に三刀推進委員と現地確認、また◎◎さんの話も聞きましたが何も問題ないと判断を致しました。よろしくお願いを致します。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。三刀推進委員は今日。

6番

おられます。

議長

補足ありましたら。

推2番

ありません。

議長

それでは045-9の案件についてこれより審議を行います。皆様のご意見、ご質問を承ります。

それでは私の方から訊ねてみたいんですが、これの、この今日案件いただいたる土地なんですけども、第三者が所有する山に造成して墓地を建てるというお話だったと思うんですが。

6番

いや、第三者の土地じゃないです。

議長

どなたの土地になるん？

◎◎さんの。それで墓を建てるのに周りの方の測量とかいろいろある、調査す

議長 6番 議長	<p>るのに裏山が違う方の山で、その承認も受けたいうことでちょっと書類が遅れたということです。</p> <p>そういうことですね。はい、分かりました。</p> <p>土地自体は◎◎さんの土地です。</p> <p>はい、分かりました。それなら結構です。ありがとうございました。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようでしたら採決を行います。本件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いて3号議案の農地法第5条関係ですが、これ私が担当する日貫地区の案件ですので三上副議長と議長を交代します。</p>
代理 事務局	<p>～議長交代～</p> <p>そうしましたら次の案件が古川会長の案件になりますので代わって進行を進めます。事務局の方の説明をお願いします。</p> <p>はい、それでは議案第3号、農地法第5条の規定による許可について、1件説明させていただきます。議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>申請番号045-6、農地の所在は日貫××、登記地目田、面積1120㎡、有償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。転用目的は町営住宅で、申請事由としましては申請地を町営住宅用地として利用したいため、です。所要面積についてですが、これは隣接の雑種地を含めた全体の工事についてですが、土地造成1826㎡、町営住宅6棟、484.28㎡、駐車スペース及び倉庫177㎡です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。</p> <p>以上1件です。</p>
代理 1番	<p>はい、それでは045-6号について古川会長、説明の方をお願いします。</p> <p>はい、分かりました。これちょっとあの、山崎推進委員となかなか日程が合わないというのもあったりして、私が単独でちょっと行動した分になりますので、その結果を山崎推進委員の方に情報提供を目的に、文章に全部起こしてありますのでそれを読み上げます。令和4年7月12日、9時30分から10時30分まで、役場本庁建設課##氏と面会して、本総会に提案されている法第5条に係る許可申請について聞き取り調査を実施した。その内容は以下の通りである。本件は日貫地区の強い要望に応えるため、若者定住促進住宅に特化した町営住宅の建設用地を取得することを目的とした計画である。これによって若者の日貫地区への流入を促進し、また流出を防止する、推進したいという狙いが建設課としてはあります。最終的には隣接する雑種地、これがですね、図面に斜線の部分がありますけども、その右側、右の地図で見ますと××、これがまあ雑種地になっておまして、ここを含めてということですが、隣接する雑種地を取得して全体として6棟を建設し団地化したいという意向のようです。当該農地は現在****が利用権を設</p>

定して、更に耕作者は++さんという方なのですが、当法人及び耕作者の事前了解は既に取りおまして、更に現所有者である▽▽▽▽さんからの譲渡の同意についても得ている。周辺は農地の他に駐在所、保育所、個人住宅が隣接しており、生活雑排水等は公共下水へ、また雨水等は据え付けの道路側溝への排出が可能であり、周辺への日照を損なう懸念もほとんどないと思われる。現地及び譲り渡し人への、これはその後ですけども、これを役場の建設課と話をしまして、この内容を推進委員に報告をして、7月16日の8時30分から9時10分まで▽▽さん宅を訪問致しまして、お聞きしております。でヒアリングの後現地の調査を行いました。ご本人もいろいろ、譲り渡しに関する農地交渉に対するご不満はいくらかあったようですけども、譲り渡しについての同意は当然、譲り渡しに同意しておりますとう確認は取れております。それでこの地図の説明が前後しましたけども、この日貫の町から、????ももちろんありますけども、それで今回該当の斜線部分の農地なのですが、それと▽▽さんところの間にはちょっと1枚田んぼがあるんですが、皆さんご存じの通り図面の上が北側になっておりまして、それで該当する譲り渡し農地の南側に1枚田がありますけども、これに対する日照権の問題も基本的にはない、といったような判断から特に問題はないのではないだろうかという風に判断しております。出来れば近いうちというか、地元説明会をもう一回やって着手の段取りを決めたいという建設課の意向もあるようです。皆さんの慎重審議をお願いします。よろしくをお願いします。

代理

ありがとうございました。推進委員の山崎さんは今日は欠席です。先程説明がありました045-6についてなにか、ご意見、ご質問がある方は挙手の上お願いします。

ございますでしょうか。

(意見、質問なし)

ないようですので採決の方に入らせてもらいます。045-6号について許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございました。全会一致で許可相当と致します。

それでは議長の方を交代します。

～議長交代～

議長

それでは議長を交代致しまして、そのままただ今より議案第4号の、農地法第2条に関する、いわゆる非農地証明案件について審議を行いたいと思います。事務局の方から資料のご説明をお願いします。

事務局

事務局

はい、それでは議案第4号、農地法第2条の規定による農地以外の土地の証明について、3件説明させていただきます。議案書の9ページをご覧ください。

上から申請番号2号、土地の所在は中野××××、登記地目畑、判定地目山林原野、面積640㎡、申請人は◇◇◇◇です。利用状況としましては、昭和50年代から耕作放棄により山林化している、です。

続きまして申請番号3、土地の所在は中野××××、登記地目田、判定地目原

野、面積 18 m²、申請人は◇◇◇◇です。利用状況としましては、昭和 50 年代から耕作放棄され原野化している、です。

続きまして申請番号 4、土地の所在は上口羽××××、登記地目畑、面積 712 m²、同じく上口羽××××、登記地目畑、面積 952 m²、同じく上口羽××××、登記地目畑、面積 60 m²、判定地目は山林原野です。申請人は◆◆◆◆、利用状況は、30 年以上耕作しておらず雑木等が繁茂している、です。

以上 3 件です。

議長

はい、ありがとうございます。それじゃあ申請番号 2 番の件について、日野さんこれは、2 と 3 は申請人が、所有者も申請人も一緒なんで。それじゃあこれ一括で説明していただいて結構です。

9 番

それでは非農地証明についてご説明致します。申請番号の 2 番と 3 番を 2 件続けて説明したいと思いますのでお願いします。この件につきまして◇◇さんにちょっとお電話したところ、都合が悪くて現地に行けないということで、この案件について手続き等をしておりました代理人の※※土地家屋調査士さんと去る 7 月の 16 日に上田推進委員さんと 3 人で 2 件の案件について現地確認を致しました。まず場所からいきますと、10 ページの地図の左側見ていただきますと、広い道路がずっとございますが、これが石見地域の山沿いにずっとあります北線道路とって、右からずっと井原から矢上方面に通じる北線道路でございます。中野地区の小原迫集落に位置するところでございます。◇◇さんは実家が昔この、申請地の、××にお家があったということを※※さんから補足説明をしていただきました。そしてここからまた少し離れたところへお父さんがまた土地を買って、少し離れたところへ昭和 48 年にお家を建てられた後にここの家をおそらく、解体されたかどうかは分かりませんが、昭和 50 年代から耕作放棄地、山林を、山林化していたそうでございます。現地確認を致しましたところ、杉の木、あるいは檜、高さにして 10 メートルから 15 メートルくらいの木が立っておりますととても復元して元に返すというようなことは出来ないという風に上田推進委員さんと共に判断を致しました。申請番号 2 番につきましてはどうかよろしくお願いをしたいと思います。そして申請番号 3 番でございますが、次のページ、11 ページを捲っていただきたいと思っております。左側の地図を見ていただきますと、主要地方道路浜田作木線、中野方面から矢上方面に向かうちょうど、中野のお宮が右側にありまして、++++、そして++++等ございまして、上り切ったところの矢上方面に向かって右側に位置するところが今回の申請番号でございます。現地を 3 人で確認致しましたが、約 18 m²ということでございます。ここを以前◇◇さんのお父さんたちが、昔は田んぼなんか耕作されとったというようなことを※※さんからお聞きしましたが、今現在ここを見ましたが、隣の、××ですか、ここも何か、隣の方が何か昔は田んぼを耕作されておりましたが、現在はとても田んぼの耕作が出来る状況ではありません。また水も来ておりませんのでとても、というような状況でした。それで今回の申請に※※さんが、※※家屋調査士さんが携わっておられました。まあ、そこで上田推進委員さんと共に、元の田んぼにはとても復元できないということと共に私たちが判断をいたしましたので、

<p>議長</p>	<p>どうかこの案件につきましてもよろしくお願いをしたいと思います。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。届け出は所有者も申請人も同一ということで一括で上程していただきましたが、審議の方はそれぞれ別個に、審議裁決についてはそれぞれ別個に行いたいと思います。2番の案件について、ご意見ご質問ございませんか。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので採決を行います。農地法2条の、申請番号2番の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。全会一致で、2の案件ですが、許可相当と決定致します。</p> <p>続いて3番の案件について審議を行います。ご意見、ご質問、ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので採決を行います。本件にて許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いて4番の案件、三上委員さん、現場の調査についてのご報告をお願いします。</p>
<p>2番</p>	<p>それでは4番の案件について説明したいと思います。場所の方ですが、県道浜田作木線を役場羽須美支所の方向へ向けて戻る方向で、花桃で有名な川角の方へ上る方に分かれた、神谷という集落になります。現地の方ですが、道路と山に挟まれた急な斜面で、利用状況にありますように30年以上もう耕作というか管理されていないために雑木がかなり大きくなっておりまして。これをまあ伐採したりしても急斜面であったりするんで、また農業されるようなことはないと思います。ここにあるように、農地でない証明を諮ってもらいたいなということでございます。現地の方には17日に田桑推進委員と行っております。以上です。よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。田桑推進委員さんはお見えになってます？</p>
<p>推2番</p>	<p>お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>補足なんか、なにか補足ございますか。</p>
<p>推2番</p>	<p>ないです。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは4番の案件について、これより審議を行います。ご意見、ご質問を伺います。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので法2条関係の4番の案件について採決を行います。4番の案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>事務局 議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。全会一致で本件について許可相当と決定致します。</p> <p>続いて第5号議案ですが、基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得についてということでありまして、今月は1件ですが、これについては特段の資料の説明を行ったりは致しませんので、皆さんの方で資料を精査していただきまして、ご意見、ご質問があれば挙手をして発言をしてください。これより少々時間を取ります。</p> <p>どうでしょうか。なんかお気づきの点とか、疑問に思われること、ありましたら発言してください。</p> <p>この**さんという人の関係者は、ずっとこっちにはおってんないん？</p> <p>おってんないそうです。</p> <p>それでは本件について、一応議案となっておりますので採決を行います。本件について提案通りご了承いただける委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。本件について、全会一致で了承とすることと決定致します。</p>
<p>8番 事務局</p>	<p>続いて報告の1号ということ、農地法第3条の3にかかる相続等による権利移動について、本総会では1件、2件、3件、4件が報告をされています。これは報告ということでありまして採決は行いませんが、皆さんの方でせっかくの機会ですので資料を精査していただき、ご不明な点がありましたら発言していただいても結構です。これより少々時間を取ります。</p>
<p>21番 事務局</p>	<p>21番の##さんの、あっせん希望が有りとして出ております。これは事務局の方でも何らかの対応はされるようになってるのでしょうか。</p> <p>そうですね、あっせん希望が場合ですと、ちょっと農地の状態というのを調べさしてもらって、農用地区域内であるとか、良好というか農地の状態であるものについては服部さん等々と相談をしながら対応させていただくというところですね。先月もあつたんですが、先月は山林になっていたのでちょっと無理ですというところでした。以上です。</p>
<p>議長 7番</p>	<p>他にはございませんか。</p> <p>すいません、単純なことなんですけども、22番の、登記簿地目は田になっておりまして、現況が宅地になっておるんですが、上から3番目、あれはもう既に確認済かそれとも、完全に宅地ということになると相続の関係で地目の変更等の依頼もされておるのか、その辺ちょっと確認をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>確認済ではございません。地目変更の依頼はしなければならぬかなとは思っているところです。</p>
<p>7番 事務局</p>	<p>この確認というか、これは何で判明したんでしょうか。</p> <p>これは農地台帳で出たのをそのまま載せていますので、農地台帳なので元を辿ると固定資産台帳上宅地として判定されるところです。</p>
<p>7番 議長</p>	<p>はい、分かりました。</p> <p>これはだけえ、相続はしとるん？相続の届け出は済んだるけども、これは。</p>

事務局	あくまでまだ届け出の段階なので、実際相続の手続きをされたかどうかはちょっと分かりません。
議長	だけえ相続登記が済んだるかどうかいというのはまだ確認出来んと。
事務局	出来ないです。
議長	だけえ今の段階で、ひょっとして相続登記が済んでなかったら、それを稟議して地目の変更の、転用の申請を出してもらってという格好になるのか？
事務局	そうですね。
議長	申請を出さんと地目の変更で、宅地に地目変更出来ませんよという格好で、上限ない人の場合は言った方がいいかもしれん。
事務局	そうですね。
議長	分かりました。他にはございませんか。 (意見、質問なし)
	ないようですので、報告の第1号については以上で終了したいと思います。審議案件については以上でございますが。
5番	ちょっと遡っていいですかね。中間管理権、13ページなんですけど、受け人が岡山に住んでおられます。今この農地は誰かが管理しておられるんですか。++さんが作りよってんですかね。
支援員	今年から++さんが作るということで、郵送でのやり取りをこの間してから、岡山からこの申請書が来たというところです。5633
5番	今までは？
支援員	今までは、すいませんちょっと以前のことは分かりませんが。
5番	農地として使われとったんだらうと思うんですがね。
支援員	実際に現況は確認して、私が見た時には起こした状態で今年作付けする状態になっておりました。すべての田を見ました。ちょっと行ったところ、左手のところに田んぼが並んでおります。それから実際には田んぼ耕作されております。
5番	誰かが？
支援員	今年から++さんが耕作されとると思うんですが。
5番	今までの方との関係は上手くいってるんでしょうか。今まで作りよった人と。
10番	現地知っとるけど、今まで草ボーボーで誰も作とってなかった。そこの左手。
5番	新たに作りんさるということ？今まで誰かが作とったということじゃないんだね。
10番	草ボーボーで、木までは生えてなかったけども。
5番	はい、分かりました。
議長	それじゃあ一応本日の議案審査は全部終了しましたので、これからその他として。